

# 「醤油醸造の発祥の地」での歴史まちづくり

## －小規模自治体における文化財をめぐる行政の状況－

山本 隆重（和歌山県湯浅町地方創生ブランド戦略推進課、  
（兼）湯浅町教育委員会文化財調査員）

### 1. はじめに

#### （1）湯浅町の概要

湯浅町は、和歌山県の紀中沿岸、紀伊半島の北西部に位置する総面積20.80km<sup>2</sup>の小さな町である。県都和歌山市からは約20km南にあり、高速道路を利用すれば30分ほどの距離である（図1）。

全体の約7割が山地丘陵部であり、平野部は3割程度、そのうち町域の南西側には中世末期にかけて開かれ、近世以降、醤油醸造を中心とした商工業都市として発展した湯浅の市街地が広がっている。

人口は、昭和60年（1985）の17,171人<sup>1)</sup>に対して、平成30年8月1日現在では12,180人<sup>2)</sup>と大きく減少してきており、平成26年には過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域の指定を受けている。少子高齢化、人口流出による過疎化の進行は、湯浅町においても深刻で、また町域も狭小であることもあって、いかにして町を盛り上げ、魅力ある町にしてい

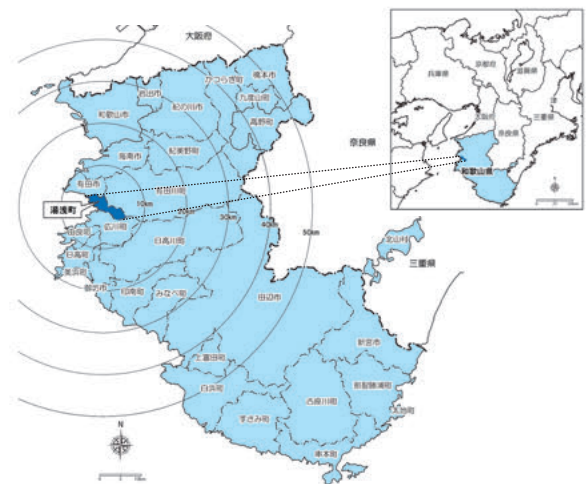


図1 湯浅町の位置

くことができるか、試行錯誤が続いているところである（図2）。

#### （2）文化財をとりまく環境と行政

そのような中で、湯浅町では、公募等によって委員を募り、平成9年にまちづくり委員会を組織し、活気を失いつつある湯浅の活性化について意見を

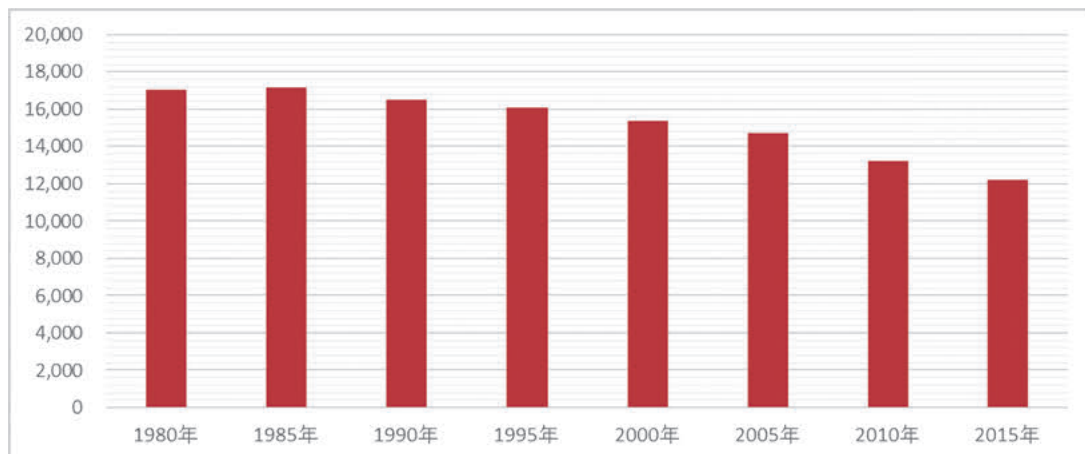


図2 湯浅町の人口推移（国勢調査による）

し合った。そこで、湯浅の歴史や古い町並みを貴重な財産として見直し、地域への愛着や誇りを持って、まちづくりに活かしていくことが提言された。これが、その後の伝統的建造物群保存地区制度の導入へと繋がっていくことになる。保存対策調査を受けて、その価値が十分にあると認められたのち、住民への説明会等を繰り返して合意形成を図り、そして平成18年12月、醤油醸造で繁栄した頃の建物や地割がよく残る北町、北鍛冶町、北中町、北浜町の一部で構成される約6.3ヘクタールの範囲が、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されることとなった。伝建制度による取組みについては、後に詳しく述べることとする。

伝建制度導入までの行政内での事務は、町教育委員会に伝建推進室において文化財保護行政のひとつとして取り組まれてきた（図3）。

しかしながら、重伝建に選定され、伝建制度の取組みが進み始めた平成21年、まちづくりの推進にとって伝建制度が欠かすことのできないものであって、密接にまちづくりと関連するとして、機構改革により新たに首長部局に設置されたまちづくり企画課の伝建推進係が、伝建関係業務を実施することとなった。同時に、伝建は文化財の一種であることを踏まえ、文化財保護の観点も密接に関連することから、文化財保護行政全般も伝建推進係が担うこととなった。文化財保護法等により教育委員会の権限に属することとされた事務の執行について、首長部局の職員が補助執行するというかたちであった。

その後、平成24年には観光施策との関連性を重視して、産業観光課にその事務が移管された。その際、産業観光課の内室として伝建推進室が位置づけられ、引き続き文化財保護行政全般を含めて補助執行することとなった。

この間、伝建推進室（係）は一般行政職の職員により構成されてきた。伝建行政については、選定から制度構築、運用という流れのもと、保存修理事業等の推進が図られ、ある程度のルーティーン化された事務作業や、担当自身の経験、技術者や専門家と

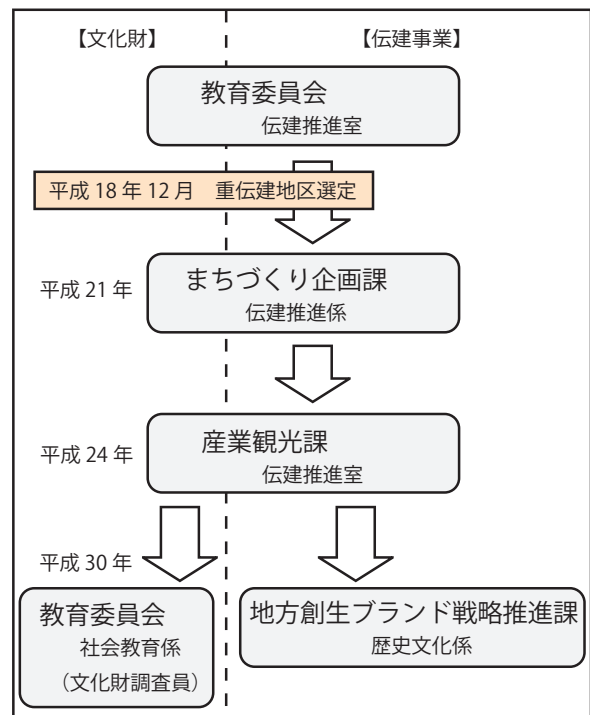


図3 文化財関係の担当部署の変遷 (伝建地区選定頃以降)

の繋がりによる外部との連携によって円滑に進んできた。また、企画部門や観光部門との連携という意味においても、それぞれの施策を関連させながら事業を実施したり、観光の目玉としての伝建地区をPRできたりと、効果は大きかったと思われる。

一方、その他の文化財保護行政という面では、専門職員がいないこと、事務量の多い伝建関係の事務に重点が置かれ、かつ同じ課の他係へのフォローや企画、観光関係の施策への関与等によって、その他の文化財に関する事務が必要最小限でしか出来なかったこと等により、新たな展開を進めることが困難な状況でもあった。

そこで、平成30年に実施された機構改革により、湯浅町では、教育委員会の事務分掌に、文化財の保護に関することを戻し、教育委員会事務局の社会教育係にて所掌することとし、首長部局では新たに観光や企画部門が統合されて設置された、地方創生ブランド戦略推進課に歴史文化係を置いて、伝建地区の保存に関することのみを引き続き補助執行する形で所掌することとなった。歴史文化係ではその他、

後述する歴史的風致維持向上計画や日本遺産に関する事務をあわせて行っている。

筆者は、平成28年に産業観光課伝建推進室に座るようになったが、年金や税の徴収といった業務に従事してきた一般行政職の人間である。ただ、歴史に興味があり、仕事を始める前から歴史に触れてきていただけの人物である。とはいえ、庁内に担当者レベルで伝建や文化財に造詣のある人材はおらず、絶対的な職員数の少なさもあって、教育委員会の文化財関係事務と兼務することとなった。

このような状況の中ではあるが、湯浅町では歴史的資産を活用しながら観光産業を根付かせるための施策を進めているところである。本稿では、湯浅町における取組みの概要と、それに伴う保存と活用の両立に期待することや課題、そして求められる文化財行政についての私見について、拙文ではあるが述べていきたいと思う。

## 2. 歴史を活かしたまちづくり

### (1) 湯浅町の歴史環境

まずは、話の前提として、簡単にはあるが湯浅の歴史について触れておきたい。

湯浅は、古代においては、今よりずっと海岸線が山手に迫っていたと考えられる。湯浅の地名の語源は、一説には「湯（水）が浅い」つまり遠浅の海が広がっていたからだともいわれている。墳丘が崩され今は見ることができないが、径100メートル、高さ30メートルの規模を持つ円墳の天神山古墳が、市街地の東郊の丘陵部にあったことから、付近にそれなりの勢力を持つ集団があったことがうかがえる。

文献上、湯浅の名が多く出てくるのは、平安時代以降の熊野御幸に関する記録と、のちに鎌倉時代から南北朝の頃にかけて紀伊半島で一大勢力を築く湯浅一族の登場によるものである。残されている熊野御幸に関する日記等の記述によると、湯浅において宿泊をしていることがわかる。背景には、湯浅宗重(1118～1195)を事実上の祖とし、湯浅を中心に一



図4 湯浅一族の栄華を伝える勝楽寺の仏像群

族を各所に配して武士団を形成していった湯浅氏の活躍がある。彼らにより、安定した治安と勝楽寺の仏像群(図4)に象徴される華やかな文化を形成していた湯浅は、人々が往来する町場となっていった。

その頃、湯浅にもたらされたものが金山寺味噌であり、そして生まれたのが醤油である。建長6年(1254)、宋から帰国した法燈国師覚心が、修行の地で食されていた夏野菜を漬け込んだ食べ物をこの近辺で人々に伝えた。金山寺味噌の原型である。この製造をしていた後の湯浅の人々は、過程で生じる液汁に着目した。この液汁を改良していったもの、それこそ今日の醤油だといわれている。湯浅の町場は、16世紀後半から17世紀にかけて遠浅の浜辺を開いて市街地化し、現在見られるような町の形を作った。この町場は、紀州藩の保護を受けて繁栄した醤油醸造業をはじめとする商工業都市として、当地方の中心地となっていった。

明治以降、紀州藩の保護を解かれた醤油醸造業は次第に全国各地の産地の台頭により勢いを失うものの、有田地方の政治的中心、あるいは物流の拠点といった機能を持つ町として近代化していく。官公庁の建設や鉄道の敷設等は、既に手狭になっていた旧市街地を避け東側に広がっていったため、結果的に古い町並みが残されることになったといえる。

明治22年(1889)の市町村制によって湯浅村(湯浅・山田・青木・別所)と田栖川村(栖原・田・吉



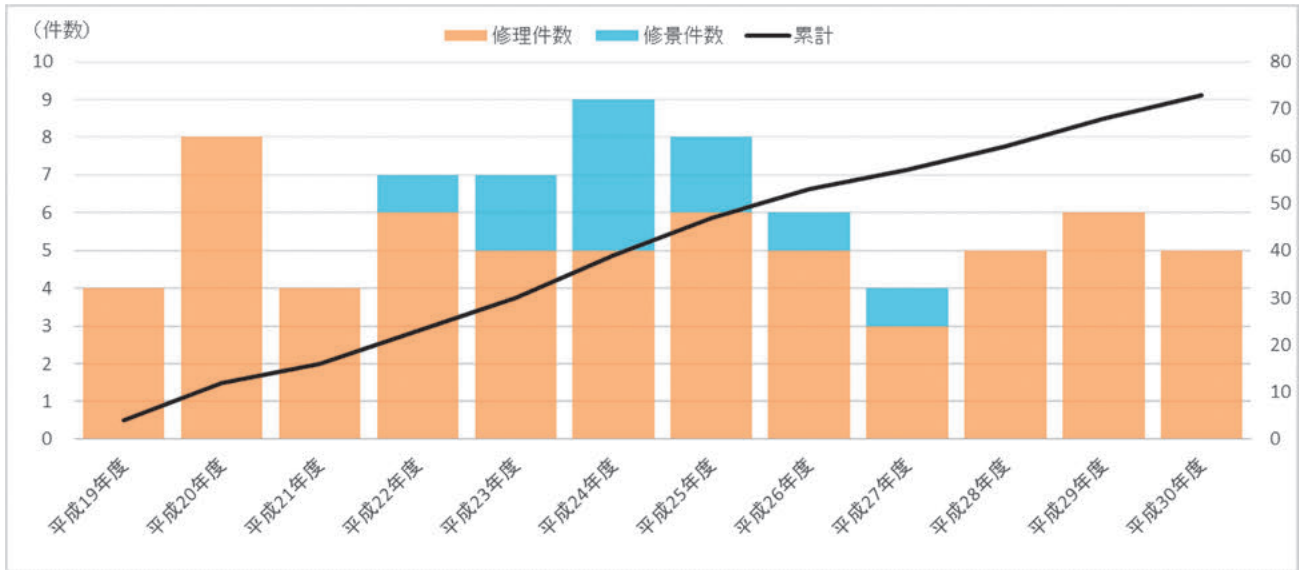


図5 伝統的建造物群保存地区制度による事業件数の推移

川)が成立、湯浅村は明治29年(1896)に町制を施行し湯浅町となった。昭和31年(1956)には田栖川村と合併し、現在の町域となったものである。

## (2) 伝建制度の導入

さて、このように醤油醸造業を中心にした近世の商工業都市の姿を今に伝える湯浅の町並みを守り伝えるための仕組みが、伝統的建造物群保存地区制度である。醤油の醸造町としての歴史的風致を形成している伝統的建造物の保存と外観の復原を進め(修理)、またそれ以外の建築物等に対しては伝統的建造物群の諸特性に準じた外観に誘導し(修景)、地区内の景観に影響を与える工事等は歴史的風致を損なわないものとした許可が必要とすることで、町並み全体の景観を向上させるものである。

図5は、これまでの伝建事業の件数の推移をあらわしたものである。平成19年度からはじまった伝建事業は、平成30年度実施中のものも含めると73件のほる。年5~6件のペースであることがわかる。年間に実施できる上限は、予算等の状況により出てくるものの、事業が始まって10年を過ぎてなお、事業を希望する所有者は少なくなる。むしろ、ここ最近においては、事業要望から着手まで3年程度待ってもらうような状況であり、伝建事業が浸透してきた証であるといえる。

行政は、これらの事業にかかる補助金関係の事務を行うとともに、保存計画の運用や工事方針の検討といった業務を行う。

伝建地区の大きな特徴として、文化財として守るべきエリアの中に多くの人々の生活がある、ということがある。これは、伝建地区の保存については住民との連携が必要不可欠であるということと繋がる。そこで、行政には住民とのパイプ役という大きな仕事がかかってくる。複数ある住民団体の相談に乗ったり、行政側の取組みを説明したり、時には一緒に事業を行ったりといった具合である。これまで、湯浅では、住民団体が主体的に「ゆあさ行灯アート展」や「まちなみひなめぐり」など、観光客のおもてなしを通じて地元住民も一緒に楽しもうとイベン



図6 湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区

トを実施してきている。

また、このような住民活動の拠点や観光客受入のための施設も、これまで順次整備をしてきた。例えば、幕末から昭和60年（1985）までの間、地元で親しまれてきたものの、閉業後荒廃していた銭湯・甚風呂は、公開施設として整備し、民衆の憩いの場であった銭湯の雰囲気を感じつつ、古民具の展示によって昔の人々の生活を体験できる施設として、住民団体に運用してもらっている。他にも、休憩所やギャラリーといった施設を地区内に置いて、地元住民と協力しながら動かししているところである。

伝建制度導入により、地区内の建物の改修が進んで町並み景観が向上してきているだけでなく、住民の間で町並み保存のことや観光客の受入のことについて考え、行動する素地ができあがった。そして、観光客と接する中で、湯浅は素晴らしいとお褒めの言葉をいただくことにより、自分たちでは気づかなかった湯浅の魅力に誇りを持てるようになってきたのではないだろうか（図6）。

### （3）歴まちから日本遺産へ

重伝建選定から、伝建制度が運用され、一定の効果があらわれてきたことによって、湯浅町全体で歴史的な資産を活かしたまちづくりへの期待が高まっていた。

そこで進められたのが、歴史的風致維持向上計画（歴まち計画）の策定である。地域の歴史的環境と人々の営みが一体となって形成される歴史的風致を守り伝えていくためのガイドラインである歴まち計画の策定により、伝建地区を核としながらも、その周辺で展開される様々な歴史的風致が明確に打ち出され、関連する事業計画を整理することができた。計画は、平成28年3月に認定を受けている。今後は、伝建地区外にある歴史的風致を形成するような建造物の保存の方法や、重点区域内の道路景観の向上、産業や祭礼の担い手の確保や養成といった様々な課題に、庁内一致して進めていくことになる。

そして、歴まち計画認定後に続いて進めたのが、日本遺産の地域型での申請である。湯浅町において

最も特徴的な歴史的風致である醤油醸造とその関連する営みについて、「最初の一滴 醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅」のストーリーを作成、晴れて平成29年4月に認定を受けることができた。日本遺産認定により、観光客、とりわけインバウンド受入のための情報発信や体制整備にかかる事業が進捗中である。

### （4）観光によるまちづくりの気運

ここまでの歴史や文化財、特に伝建地区と醤油醸造に関連する部分の取組みによって、観光客は着実に増えてきている（図7）。さらに、日本遺産の認定、地方創生関連事業の投入などにより、まさに今、新たな展開をみせようとしている。

伝建地区内の空いていた民家を改修して整備した一棟貸しの宿泊施設のオープン（図8）、醤油をいかした料理を味わいながらガイドと一緒に町並みを歩く湯浅まちごと醤油博物館ツアー、観光用駐車場横にオープンした土産物販売や料理処を有する施設、これらは昨年度に行政が整備に関与しながら民間事業者运用到してもらおう形である。

湯浅町、特に伝建地区近辺では、飲食店や宿泊施設、土産物等の販売店があまりない。観光客が訪れても、短時間で離れていく状況である。そこで、まずは行政が施設を整備し、指定管理や使用許可の形で民間に運営してもらうことによって、モデルケース的な役割を担ってもらい、さらなる民間の手による開業を促そうというものである。

歴まち計画や日本遺産の認定から、まだまだ時期



図7 湯浅町内 観光入込客数の推移<sup>3)</sup>

間が経っておらず、取組みの成果が出るのはこれからだとは思いますが、事業が動き出した今、歴史を活かした観光について、しっかりとした考え方を持つ必要があると考えている。

### 3. まちづくりと文化財行政

#### (1) 保存と活用のはざま

これまで、湯浅町における歴史を活かしたまちづくりに関連する取組みの概要や、それを担う行政の組織の変遷等について述べてきた。ここで改めて、歴史を活かしたまちづくりについて、文化財行政の立場にたって考えてみたい。

文化財は活用すべし、といったことが叫ばれるようになり、その考え方が定着しつつある昨今、全国各地で様々な事例が出てきている。伝建制度においては、その流れは顕著であるといえる。人が生活や生業を営んでいる舞台そのものを保護するための仕組みであるということは、そこを人々が使わなければ廃れていってしまうことになる。人が使わなくなった空家は、あっという間に荒廃が進むことにもなる。伝建制度における活用は、町並み保存と密接に繋がっているのである。この考え方は、個別指定の文化財建造物だけではなく、今では美術工芸品等の動産文化財に対しても、文化財や歴史文化の普及啓発、観光ツールとしての活用等が言われているところである。

湯浅町のような、小さな地方の町にとって、これは有益な考え方である。というよりは、これ以外の

地域活性化策がない、と言っても過言でないかもしれない。湯浅町では、湯浅にしかない歴史のストーリーであり、外国人にもわかってもらいやすい「醤油」というキーワードがあり、それが日本遺産にも認定されていることもあって、これに着眼した観光まちづくりが動き出しているところである（図9）。

ただ、やみくもに、来訪者が求めているものを整備し、観光産業として利益を得ることを追求すればいいというわけではない。特に、伝建地区という文化財を核に展開していくということは、周辺との調和や住民の同調を忘れることはできない。住民が自ら、伝建地区の価値を理解し町並み保存に参画しなければ、そもそも文化財としての町並みは守れないからである。

そういった意味において、今後起こりうる可能性があることも含めて、いくつかの懸念されることがある。活用の際の改修にあたって、その建物の文化的価値、個性、特徴といったものが失われてしまわないか。極端な観光地になってしまい、住環境が損なわれてしまうようなことにならないか。そもそも、住民たちは自分たちが住む町に観光客が訪れることをどう考えているのか。

これらの懸念をクリアしていくことが、行政内の他機関や外部を含めた関係者と地域住民を繋ぐ文化財・伝建担当者のひとつの大きな仕事である。

#### (2) 行政の中の文化財

伝建地区をはじめ、歴まち計画や日本遺産といった歴史文化係が所掌する業務を含めた湯浅町におけ



図8 宿泊体験等施設（「千山庵」）



図9 増加してきている観光客



る文化財行政については、平成30年度の機構改革による地方創生ブランド戦略推進課歴史文化係の創設によって、まちづくりや観光関係との連携がよりスムーズになり、まだ動き出して数ヶ月ではあるものの、まちづくりや観光の立場からすると、事業は進めやすくなったといえるのではないかと思う。しかし、ハード面の整備や景観行政を担当する部署、防災を担当する部署、文化財事務だけでなく学校教育や社会教育を担当する教育委員会といった関係する別の部署は当然に他にあり、行政の中での部署間連携は引き続き必須ということにはかわりはない。

また、文化財行政がまちづくりや観光と一緒にすることは、ともすれば本来の文化財保護の感覚を失いかねないという懸念もある。一般行政職員がその任にあたっていると尚更である。日本史や文化財保存等の専門知識だけではなく、その地域特有の歴史や文化財のことを知る人材が必要だ。それだけではなく、いわゆる行政マンとしての人柄や事務能力も必要である。実際のところ、文化財関連の仕事は、すでに指定等がされ保護の対象となっている文化財に関する事務だけではなく、埋蔵文化財等の現場や保護の仕組みで守られていない未指定文化財の調査や確認、歴史や文化財の普及啓発と教育、さらには他部署の事業に際した文化財的視点からの助言等、非常に多岐に及ぶ。しかしながら、特に小規模な自治体においては、全体としての人員不足が否めず、その他の業務も持たなければならないことが多い。

そういった中で、庁内における文化財行政への理解が必ず求められるのである（図10）。

他自治体の文化財担当職員との話をする中で感じることが、周囲の目として、文化財の仕事はあまり行政の仕事として捉えられていないのでは、ということである。専門知識が必要なので周囲に業務内容が理解されにくい、学術的な内容は学術機関等がやればいいのではないかと、ともすれば、文化財担当者は趣味の延長で仕事をしている、とさえ揶揄されることもあるのではないかと。

### （3）本質的な価値を見極めるために

とはいえ、やはり文化財行政には専門的な知識や、地域の歴史への深い思い入れがないと、積極的な事業推進には繋がり難い。筆者は、これまで参加させていただいた研修であったり、先輩や周囲の同業者の声を聞いたりする中で、文化財行政にとって大切なことは、本質的な価値を見極めることである、と常に思いながら日々の仕事を行っている。この建物は、周囲のものとは違って、どの部分にオリジナルが残っていて、どの部分が特徴的なのか。これは、文化財保護のうえで、至極当然の着目点であって、これによって文化財の価値付けが左右されるものであるといえる。文化財が有する全ての現状を保存しなければならないということになると、その文化財は十分に活用できなくなり、空家となれば、あるいはずっと収蔵庫に眠ったままになれば、劣化の進行は早くなってしまうことになる。とはいえ逆に、無計



図10 文化財をめぐる様々な取組みの一例

画なままに、その時に活用しようとする用途だけを  
考えて使い勝手や見た目を重視した変更を加えてし  
まうと、あるいは必要以上に綺麗にしようとしたり  
古さを感じさせようとしたりすることによって間違  
ったオリジナルを与えようとするのは、それまで  
守り伝えられてきた歴史の痕跡を失ってしまうこ  
とになってしまう。まちづくりや観光においても同  
様だろう。自分たちの町が持つ特徴、それらが今に  
至るまでどのような変遷を辿り、今どのように伝  
わっているのかを見極め、それをうまく表現し具現  
化していくための方策を考える際に、この視点は必  
要であるだろう。

## 4. 終わりに

### (1) これからの文化財行政

ここまで、筆者自身の短い経験の中で感じている  
ことを軸にして、文化財行政の現状としての懸念事  
項等を述べてきたが、その中身は文化財の保存と活  
用の両立がいわれるようになって以降、すでに様々  
な場面で多くの方々が提言されていることとほとん  
ど重なっているのではないだろうか。新たな提言、  
といったことはほとんどできず恐縮であると感じな  
がらも、ただ言えるのは、実際に現場で仕事をしな  
がら、文化財の保存のために活用が必要なこと、活  
用のためには文化財の本質を踏まえた視点が欠かせ  
ないこと、それができる専門的かつ情熱的な人材が  
必要なこと等について、強く実感として感じるこ  
とができる内容であるということである。

文化財は、これまでの何百年、もしくはそれ以上  
の歴史を伝えるものであり、これを何百年もしくは  
それ以上の未来に伝えるために我々の仕事はある。  
ある一時期の世代の人々がこの仕事を怠ったり、  
誤ったりしてしまうと、取り返しのつかないこと  
になる。時代の流れや風潮に惑わされることなく、  
長期的かつ客観的な立場を保つことが大切ではな  
いだろうか。

また充実した文化財行政の体制づくりについても  
引き続き考えていかなければならない。小規模な自

治体において、個別で専門職員を採用できないよ  
うであれば、ある程度広域的な連携のもとでの行政  
運営も必要だろうし、とはいえ、地元住民への理解  
の促進等、より地域に入って行政だけではない文化  
財保護と活用の気運作りもしないといけないのも確  
かである。

### (2) 湯浅町では

湯浅町では、前述のように歴まち計画や日本遺産、  
地方創生ブランド戦略推進課の創設といった取組  
みが動き出してから、まだそう時間が経過してい  
ない。観光客の増や、それに伴う経済の活性化だけ  
ではなく、地域における自分たちの歴史や文化へ  
の理解や、地域全体での盛り上がりなど、まだ  
まだこれからの取組みにかかっているような部分  
も多い。

まちづくりの立場から地方創生ブランド戦略推  
進課として、歴史や文化財を活用するとしての事  
業運営を図り進捗を管理し、文化財の立場から  
教育委員会文化財調査員としてそれらをチェッ  
クしながら、守るべき地域の歴史を掘り起こし、  
周知する。これらの取組みが進むことによって、  
住民の方々が地域の魅力に気付き、皆が一丸と  
なった歴史まちづくりが根付くようにすることが  
我々の責務なのではないかと感じている。

### 【補註および参考文献】

- 1) 国勢調査による数値
- 2) 住民基本台帳による数値
- 3) 観光客動態調査による数値
- 4) 湯浅町誌編纂委員会 1967『湯浅町誌』
- 5) 湯浅町教育委員会 2001『紀州湯浅の町並み 伝統的  
建造物群保存対策調査報告書』
- 6) 湯浅町 2016『湯浅町歴史的風致維持向上計画』